

議題3. 西尾市方式包括的PFIによる新設建物の大規模修繕について

①新設する建物は、30年経過するまでに、特別目的会社が大规模修繕をした上で、市に引き渡す。その費用は契約金額に含まれるとの説明だったが、要求水準書にも事業契約書(案)にも大规模修繕の規模や程度の具体的な規定がない。実際に締結される事業契約書には規定されるのか。

②大规模修繕に関して、事業契約書に規定するとしても、実際に行う30年先には、契約当事者の代も替わり、疑義を生じさせないようにほど細かく規定しておかないと、実効性が保てないと思うがどうか。

③先例のない全国初の方式であるから、契約書類の作成はもちろん、その準備等についても、試行錯誤を繰り返していくことになると思うが、3月に基本協定、6月に本契約というスケジュールでは、抜け道のない完璧な契約書を作成するのは困難なのではないか。